

序議付議事案書

開催・令和7年 6月25日

所管部課	健幸福祉部 生活福祉課	部長	青木 一麻		
件 名	東大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則について				
	区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		
			2 報告事項		
関係事項	条例規則				
事項	部課機関				
1. 要 旨					
生活保護システム標準化の実施に伴い、東大和市生活保護法施行細則の一部改正を行うものである。					
(1) 主な改正点					
<ul style="list-style-type: none"> ・第2条に定める書類のうち、(5) 被保護者給与台帳及び(9) 類型カードを削除する。 ・細則中全ての様式番号を削除し、名称を標準化仕様に合わせて変更する。 ・第5条第1項の「別に定める」を削除する。 ・第6条第2項を削除し、同条第3項を第2項とする。 ・第9条を削除し、第10条を第9条とする。 					
(2) 施行日					
令和7年6月30日					
(3) 影響及び効果					
システム標準化の移行に関して適切に対応することができる。					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
総務課において審査済み。					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
序議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					
決定					

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。